

四日市市プレミアム付商品券発行事業 商品券取扱加盟店募集要領

1. 目的

四日市市プレミアム付商品券発行事業は、四日市市内で使用できるプレミアム付商品券を発行し、消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることにより、地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2. 事業実施者

四日市市、四日市商工会議所、楠町商工会、四日市商店連合会、四日市観光協会が共同で組織する「四日市市プレミアム付商品券実行委員会（以下、実行委員会という）」が実施します。

3. 商品券の発行について

- (1) 名称 四日市市プレミアム付商品券（以下「商品券」という）
- (2) 発行者 四日市市プレミアム付商品券実行委員会（以下「実行委員会」という）
- (3) 発行総額（見込み） 14億2千5百万円（うちプレミアム分2億8千5百万円）
- (4) 発行部数（見込み） 28万5千冊
- (5) 発売価格 1冊あたり4,000円（500円券×10枚、券面額5,000円）
- (6) 購入対象者 ①令和元年（扶養外）住民税非課税者
②平成28年4月2日～令和元年9月30日までに出生した子（以下「対象児童」という。）が属する世帯の世帯主
- (7) 購入限度額 対象者1人につき20,000円（5冊・券面額25,000円分）
※ ②の該当者については、対象児童の数を乗じた額
- (8) 販売期間 令和元年10月1日（火）～令和2年2月14日（金）まで販売します。
- (9) 利用期間 令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）までとします。

4. 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供等において利用可能です。
- (2) 商品券は取扱加盟店（以下「加盟店」という）でのみ使用可能となります。
- (3) 商品券を現金化することはできません。
- (4) 商品券額面に利用が満たない場合でもつり銭はできません。
- (5) 利用期間を過ぎた商品券は使用できません。
- (6) 発行者印、番号のない商品券は無効となります。
- (7) 盗難、紛失または滅失等に対し、発行者はその責を負いません。

5. 商品券の利用対象にならないもの

商品券は、加盟店が取扱う商品及びサービス等について利用できる。ただし、次のいずれかに該当するものには利用できない。

- ①国や地方公共団体等への支払い。(税金、電気、ガス、水道料金等の公共料金)
- ②出資金及び債務の支払い。
- ③有価証券、商品券、ビール券、清酒券、図書券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高い物の購入。
- ④現金との換金、金融機関への預け入れ。
- ⑤取扱加盟店自らの事業上の取引。(商品の仕入れ等)
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律 第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い。
- ⑦たばこ(法律により定価販売が決められているため)
- ⑧土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- ⑨特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

6. 加盟店の登録資格等

加盟店の登録資格は、本事業の趣旨を理解するとともに参加を希望する事業所等であって、かつ四日市市内に店舗等の営業拠点を有する者とする。また、今回の商品券利用の範囲が、医療や介護サービス等の自己負担の支払いに充てることが可能となりました。区域内において医療、介護サービスを提供する民間事業者の方も対象となります。但し、以下に該当するものを除く。

- ① 上記5.「商品券の利用対象にならないもの」に記載のものを主に扱う事業者。
- ② 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。
- ③ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- ④ その他、実行委員会がふさわしくないと認めた事業者

7. 加盟店の責務等

- (1) 加盟店であることが明確になるよう、ポスター及びステッカー、卓上のぼり旗を利用者が分りやすい場所に掲示して下さい。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないかを確認して下さい。偽造された商品券と疑いがある場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに実行委員会事務局まで報告して下さい。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に加盟店名等を記入することとし、既に加盟店名の記入がある場合は、受け取りを拒否して下さい。
- (4) いかなる理由があっても商品券の譲渡及び売買は行わないで下さい。
- (5) 加盟店自らの事業上の取引(商品仕入れ等)に使用しないで下さい。
- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は加盟店の責務とします。

8. 加盟店の登録申請

- (1) 加盟店の登録申請をしようとする事業所は、この「募集要領」に同意のうえ、「取扱加盟店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、下記(2)までファックス、持参又は郵送のいずれかの方法で提出して下さい。

尚、複数の店舗登録をご希望される場合は、1店舗ごとに申請書を作成して下さい。

「取扱加盟店登録申請書兼誓約書」は四日市市商工会議所ホームページからダウンロードできるほか、四日市市、四日市商工会議所、楠町商工会、四日市商店連合会、四日市観光協会でも配布します。

- (2) 申請書の提出先

四日市商工会議所 商工振興課（申請受付・問い合わせ）

9時00分～17時00分／土日・祝日は除く

〒510-8501 四日市市諏訪町2番5号 四日市商工会議所（内） 2F

TEL059-351-7720 FAX059-351-7730

●各団体の問い合わせ先

楠町商工会 （問い合わせ）9時00分～17時00分／土日・祝日は除く

〒510-0104 四日市市楠町南五味塚 60

TEL059-397-2046 FAX059-397-6046

四日市商店連合会（問い合わせ）9時00分～17時00分／土日・祝日は除く

〒510-0085 四日市市諏訪町2番5号 四日市商工会議所会館4F

TEL059-352-2181 FAX059-352-2182

四日市観光協会（問い合わせ）10時00分～19時00分／年中無休

〒510-0075 四日市市安島一丁目 1-56 四日市物産観光ホール内

TEL059-357-0381 FAX059-355-8311

- (3) 申請期間

令和元年8月1日（木）から令和元年12月20日（金）までとします。

※令和元年8月31日までに申請をされた加盟店は、加盟店一覧表のチラシおよびホームページに記載をいたします。以降に申請をされた加盟店は、ホームページのみの掲載となります。（募集状況により再度、発行する場合があります。）

- (4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、審査を経て、加盟店として実行委員会で承認します。

- (5) 説明会の開催

承認された加盟店には説明会を開催し、加盟店ステッカー、ポスター、卓上のぼり旗、商品券見本、換金手続き書類等を配布します。定数以上（ポスター1枚、ステッカー1枚、卓上のぼり旗1つ）の使用を希望する加盟店については、加盟店の規模等を考慮し割り増し配布を行います。 ※加盟店説明会の開催については、別途ご案内します。

9. 商品券の換金について

(1) 換金方法

商品券を換金する場合は、換金期間内に口座を有する四日市市内の商品券換金取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という）に使用済商品券と商品券換金申込書を持参し、換金を依頼して下さい。（取扱金融機関は、別紙の一覧表に記載された金融機関を参照下さい。）

(2) 換金に必要なもの

- ①使用済商品券（加盟店名の記入あるいは押印等がない商品券は換金が出来ません。）
- ②商品券換金申込書

(3) 換金期間

加盟店が利用者から受け取った商品券は、毎月 14 日又は 28 日、（14 日又は 28 日が土日・祝日の場合はその翌営業日）までに取扱金融機関へ持参したものを換金するものとします。14 日の区分は、29 日～14 日区分の商品券換金受付分が 28 日に入金、28 日の区分は、15 日～28 日の商品券換金受付分が翌月 14 日に入金されます。換金受付日も、土日・祝日の場合はその翌営業日となります。但し、最終の換金受付は**令和2年3月23日（月）まで、最終の入金は3月30日（月）**とする。

- 2 最終の換金期間を経過した後は、商品券を一切換金することはできないものとします。
- 3 入金は、換金手続きを行った取扱金融機関の加盟店指定口座へ入金します。

(4) 入金までの日数

取扱金融機関で換金手続きを行った日の翌営業日までに加盟店の指定口座へ入金することを基本とします。

※詳細は換金申込みを行った各金融機関にお尋ね下さい。

10. 加盟店の取り消しと公表

「本要領」に違反する行為が判明した場合、実行委員会は換金の拒否や加盟店の登録を取り消すことがあります。尚、その内容については実行委員会を通じて消費者に公表する場合があります。また、実行委員会は不正な行為により損害が生じた場合、当該加盟店に対して賠償請求を行うことがあります。

11. その他

- (1) 期間中において、加盟店の都合で加盟店を脱退することはできません。
- (2) ポスター等の再交付にかかる費用は原則有料とします。
- (3) この「募集要領」に記載されていない事項は、下記実行委員会へお問い合わせ下さい。

<お問い合わせ先> 四日市市プレミアム付商品券実行委員会 事務局
〒510-8501 四日市諏訪町2番5号 四日市商工会議所2階
TEL059-351-7720 FAX059-351-7730